令和2年職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月5日山口県人事委員会

【今回の報告のポイント】

〇 月例給(給料表及び諸手当)の改定なし

1 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

公民較差(本年4月時点)

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)	
364, 359円	364, 169円	190円(0.05%)	

[参考] 人事院の報告(本年10月28日)の内容

- 月例給の改定なし
 - ・ 民間給与との較差(△164円、△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手 当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

2 本年の給与改定

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 月例給【今回の報告】

・ 本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることや人事院が月例給の改定を 行わない旨を報告したことを踏まえ、月例給の改定を行わないことが適当

(2) 特別給(本年10月28日勧告)

・ 年間の支給割合を0.05月分引下げ(4.50月分→4.45月分)

〔参考〕給与改定の状況(行政職)

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増 減 額	備考
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	別に給与減額措置あり
平成23年	改定なし	改定なし	_	II.
平成24年	改定なし	改定なし	_	II.
平成25年	899円	改定なし	14千円	II.
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.10月	52千円	
平成29年	0円	改定なし	0円	
平成30年	716円	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	△0.05月	△19千円	

⁽注) 1 月例給改定額は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額である。

² 平成29年の改定は医師等に対する初任給調整手当のみであり、改定額は、職員1人当たりでは0円となる。